

寒川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第32号

寒川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町下水道事業の設置等に関する条例（平成26年寒川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。